短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書

　社会福祉法人　山県市社会福祉協議会

　　　　　　　**ショートステイあさひは介護保険の指定を受けています。**

　　　　　　　　**（岐阜県指定　第　２１７０８００４１７号）**

　当事業所は、契約者（ご利用者様）に対して短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意等いただきたいことを次の通り説明します。

　　　　ショートあさひの利用は、介護保険の認定を受け「要介護、要支援」と認定された

方が対象となります。介護認定の申請中の方でも利用することは可能です

◆◆　目次　◆◆

1. 事業所の目的及び運営方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
2. 事業者の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
3. 事業所の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
4. 職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
5. 利用定員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
6. 営業日及び送迎実施地域について（送迎時間）・・・・・・・・・・・・・・・　2
7. サービスの内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
8. 介護保険の給付対象とならないサービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2.3
9. 利用料の支払い方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

10.個人情報の使用について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

11.秘密保持について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

12.身体拘束について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

13.緊急時・事故発生時の対応方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

14.損害賠償について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4.5

15.ご利用者様からのサービスの内容に関する相談、苦情窓口　・・・・・・・・・　5.6

16.ザービスの利用に当たっての留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

17.説明署名欄　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

18.利用料金表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

１. 事業所の目的及び運営方針

ご利用者様一人ひとりの個性や生活のリズムに沿ったケアを行い、できるだけその人らしい生活が継続できることを目的とし「生命を安心して預けられる施設」「健康と生活を守る施設」を理念に、愛のある心のこもった介護をし、ご利用者様やそのご家族様に喜んでいただけるような安心して生活できる環境を提供する。

２. 事業者の概要

法人名　　　　 社会福祉法人山県市社会福祉協議会

法人所在地 　　〒５０１－２２５９

岐阜県山県市岩佐１１７７－１

電話番号 　　 　０５８１－５２－３０１０

代表者 　　　　 会長　　丹羽英之

設立年月日 　　 平成１５年４月１日

３. 事業所の概要

事業所名 　　　　ショートステイあさひ

岐阜県指定番号　 ２１７０８００４１７

事業所所在地　 〒５０１－２１１３

岐阜県山県市高木９３３

電話番号 　　 　 ０５８１－２３－２０３０ ﾌｧｸｽ ０５８１-２３－２０３１

事業所管理者 　　名知純子

開設年月 　　　　平成２６年５月１日

利用できる方　　 要支援・要介護の認定を受けた方

４. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者様に対して短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  職種 | 人数 | 指定基準 |
| 事業所長（管理者） | 兼務　　　１名 | 兼務　　　１名 |
| 介護職員・看護職員 | 常勤８名・非常勤５名・兼務１名 | ７名 |
| 看護師 | ２名　　　　 | １名 |
| 生活相談員 | 常勤　１名・非常勤１名 | １名 |
| 機能訓練指導員 | 兼務　　　１名 | 兼務　　　１名 |
| 医師 | 非常勤　　　１名 | 非常勤　　１名 |
| 栄養士 |  　１名 | １名 |
| 調理師 | 常勤　３名・非常勤　１名 | ― |

＊職員の配置については、指定基準を厳守しています。

５. 利用定員 　２０人　（２ユニット各１０名）

　　部屋は全て個室（トイレ、洗面所付）

６．営業日及び送迎実施区域（送迎時間）について

　（1）営業日　　　　　年中無休

（2）送迎実施区域　　山県市全域、岐阜市長良川以北、関市武芸川町、本巣市（旧本巣町）

 　 　　　　　　　　※　上記以外の方のご利用は、介護保険の送迎加算の他に遠距離送迎料として別途料金を頂戴します。

※　送迎実施区域を超えた場合は、送迎実施区域外から自宅までの往復

（１ｋｍにつき１５０円）頂戴します。　ただし、遠距離送迎は往復６ｋｍまでとします。

（3）送迎時間　　　　迎え　 　８：３０　～　１０：００

　　　　　　　　　　 　送り １６：００ ～　１７：００

※　夕食後の送迎及び、上記以外の時間の送迎は、原則家族送迎になります。

　　　　但し、ご家族様のご都合の悪い場合はご相談下さい。

７．サービスの内容

・ 食事　… 栄養士が献立をたて当事業所の厨房で調理し、ご利用者様の身体の状況や、嗜好に合わせた食事を提供します。

* 提供時間　　朝食　　午前８時　　　　　昼食　１２時

　　　　　　おやつ　午後３時　　　　　夕食　午後５時３０分

・ 排泄　… ご利用者様の排泄パターンに合った介助を行います。

・ 入浴　… ご利用者様の身体の清潔を維持し、適切な方法により希望者には毎日入浴を提供します。

* 入浴はご利用者様やご家族様が希望されても体温（３７．０度以上）や血圧（収縮期血圧１６０㎜hg以上及び９０㎜hg以下、拡張期血圧１００㎜hg以上）の場合は、入浴をお断りすることもあります。ただし、平常の体温、血圧の高い方や低い方は、主治医の先生に指示書を頂きご相談下さい。

・ 機能訓練　… 日常生活を通じて、ご利用者様の状況に応じたリハビリを行います。

・ 健康管理　… 看護師による日常の健康管理を行います。

・ 送迎　……… 毎日（月曜日～日曜日）

　　　　　　・ その他　…… ご利用者様のご希望により心身の状況や嗜好に応じた、レクリエーション、作品づくりや行事に参加して頂くことができます。

８. 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者様の負担となります。

・ 食費（別紙利用料金表に準ずる）

・ 滞在費（別紙利用料金表に準ずる）

・ 理美容代（予約制　……　カット　２，０００円、顏剃り　５００円）

・ 複写物の交付（利用中の記録、及びその他の複写物は１枚につき１０円）

・ 持ち込みされた電気製品（電気毛布、電気こたつ等）を使用される場合の電気　　　　　　　代（一日１００円頂戴いたします。）

　　　・ レクリエーションや行事に参加された場合の必要経費（実費）

　　　・　その他利用者様がご希望されたもの

９. 利用料のお支払い方法

　　ご利用者様が当事業所にお支払頂く料金については、１ケ月ごとに精算し翌月中旬頃までに請求書を送付し、請求します。サービス提供月の翌月２７日に指定の金融機関の口座より自動引き落としさせて頂きます。なお、自動引き落としのご都合の悪い場合は、現金の取り扱いもさせて頂きます。

　　　下記指定口座への振込

　　　　ぎふ農業協同組合　　美山南支店　　　普通預金　　９２２４２０３

　　　　　社会福祉法人山県市社会福祉協議会

10. 個人情報の使用について

　（1） 個人情報の提供については、「個人情報の利用に関する同意書」の内容とし、関係者以外へは情報提供致しません。

　（2） ご利用者様からお預かりしたご利用者様及びご家族様等の個人情報（特定の個人を識別できる情報）は、プライバシーポリシーに基づき厳密に管理し・運用致します。

 （3） 個人情報に関するご質問、お問い合わせは、下記窓口までご連絡下さい。

　　　　　　　　　　≪　個人情報に関する窓口≫

　電話番号　　　０５８１－５２－３０１０

　　　　　　ファックス　　０５８１－５２－２９４１

　　　　　　e – mail ref@y – shakyo.or.jp

 社会福祉法人山県市社会福祉協議会

11. 秘密保持義務について

職員又は、職にあった者は、職務中に知り得た秘密を漏らしません。ただし、事業所間での情報の交換及び緊急時における医療機関等との情報の提供などはこれに限るものではありません。

12. 身体拘束の制限

　　ショートステイ利用にあたっては、ご利用者様や、他のご利用者様の生命や身体を保護するために緊急やむを得ず身体拘束を行う場合があります。

　　なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合はご家族様の同意を得た上で行います。また、容態や拘束時間帯また、その際のご利用者様の心身の状況など理由等を記録し保管します。

1. 切迫性がある場合

ご利用者様又は、他のご利用者様の生命や身体に危険にさらされている可能性が著しく高い状態

1. 代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がない場合

1. 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合

13. 緊急時・事故発生時の対応方法

（1） 緊急時の対応方法について

ショートステイご利用中に、ご利用者様の容態の変化発生した場合等があった場合は、速やかにご利用者様のご家族に連絡し、ご家族様の対応をお願いします。 ただし、重篤な病状が生じた場合や、治療、処置が必要と判断した場合、下記の医療機関へ連絡を行うと共に救急搬送措置等を講じます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 配　置　医 | 氏　名 | ＪＡ厚生連　　岐北厚生病院 | 0581-22-1811 |
| 連絡先 | 山県市高富1187-3　　 |
| 協力医療機関 | 名　称 | ＪＡ厚生連　　岐北厚生病院 | 0581-22-1811 |
| 連絡先 | 山県市高富1187-3　　　　　　　　　　 |
| 緊急連絡先（２名） | 連絡先名 |  |  |
| 連絡先名 |  |  |

 （2） 事故発生時の対応について

 当施設は、ご利用者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにご利用者様のご家族、居宅介護支援事業者、関係者及び関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

（3） 当施設は事故が発生した場合はその原因を究明し、再発を防ぐための対策を講じます。

14. 損害賠償責任について

（1） 当事業所は、ご利用者様が安全に、また自由に安心して生活できる介護を目指しています。は専門家の知見をもとに、安全を十分配慮した設備、構造になっています。職員は安全には十分配慮し、専門的なサービスを提供します。また、ご利用者様自身の主体性や意思を最大限尊重するため、抑制や過度の行動制限は行いません。ご利用者様は高齢であり病気等の特徴から安全には、十分配慮したにもかかわらず、転倒や誤嚥等のリスクが常にある事をご理解下さい。万が一、事故が発生した場合には、速やかに対応（観察、処置、受診）を行うと共にご家族様にお知らせします。また、自己の責に帰すべき事由によりご利用者様に生じた損害については施設が加入する保険の範囲内において賠償する責任を負います。

契約書第16条に定める秘密保持義務に違反した場合も同様とします。ただし、ご利用者様に故意又は過失が認められる場合に契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り損害賠償を減じることができます。

（2）施設は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

（損害賠償がなされない場合）

　　施設は、自己の責任に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は、損害賠償責任を免れます。

　（1）ご利用者様が契約締結維持にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

（2）ご利用者様が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

 （3）ご利用者様の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

　（4）ご利用者様が、施設若しくは職員の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

（施設の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

　　施設は、契約の有効期間中、地震等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、ご利用者様に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料の支払いを請求することは出来ないものとします。

 15. ご利用者様からのサービスの内容に関する、相談、苦情窓口

 （1）当事業所における相談・苦情の受付

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ショートステイあさひ | 所在地　山県市高木933番地担当者　管理者　名知純子　月曜日～金曜日受付時間　平日　午前8時30分～午後5時30分 | TEL 0581-23-2030FAF 0581-23-2031 |
| 山県市社会福祉協議会事務局 | 所在地　山県市岩佐1177番地1担当者　事務局長 杉山仁仕 月曜日～金曜日受付時間　平日　午前8時30分～午後5時30分 | TEL 0581-52-3010FAF 0581-52-2941 |

（2）行政機関・その他の相談、苦情受付期間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 山県市健康介護課 | 所在地　山県市高木1000番地1担当課　苦情担当係　　月曜日～金曜日受付時間　平日　午前8時30分～午後5時15分 | LEL 0581-22-6838FAF 0581-22-6841 |
| 岐阜市福祉部 | 所在地　岐阜市今沢町18番地担当課　介護保険課　月曜日～金曜日受付時間　平日　午前8時45分～午後5時30分 | TEL 058-265-4141FAF 058-262-6061 |
| 関市福祉部 | 所在地　関市若草通3丁目番地担当課　　介護保険課　　月曜日～金曜日受付時間　平日　午前8時30分～午後5時15分 | TEL 0581-22-6838FAF 0581-22-6841 |
| 本巣市もとす広域連合 | 所在地　本巣市宗慶365番地担当課　　介護保険課　　月曜日～金曜日受付時間　平日　午前8時30分～午後5時15分 | TEL 058-320-2220FAF 058-320-2265 |
| 岐阜県国民健康保険団体連合会 | 所在地　岐阜市下奈良2丁目2番1号担当課　　介護保険課　　月曜日～金曜日受付時間 午前9時～正午・午後1時～午後5時 | TEL 058-275-9826FAF 058-273-9301 |

16 . サービス利用に当たっての留意事項

・ 面会…9：00～19：00（その他の時間でのご希望がありましたらご相談下さい。）

・ 外出…事前にお申し出下さい。

・ 飲酒、喫煙…飲酒は原則として禁止。喫煙は所定の場所に限られます。

・ 飲食物の持ち込みは原則として禁止。ご利用者様が持ち込みされた場合は、施設でお預かりし、飲食に関しては職員が対応させていただきます。

・ 所持品のお持込み…日常使用する身の回り品以外の持ち込みは出来ません。

・ 金銭管理…施設側での管理は原則行いませんが、持参された場合は事務所で退所日までお預かりいたします。

・ 迷惑行為…喧嘩、暴行、中傷、口論等他人に迷惑を及ぼす行為を禁じます。

・ 宗教活動…施設内において特定の宗教活動や政治活動を禁じます。

・ ペット…犬、猫等のペットの飼育を禁じます。

・ 設備、電気器具等の利用…利用される場合は事前に介護職員等に申し出てください。

※　ショートステイ利用中に必要なオムツ、パット、紙パンツ等は当施設にて用意いたします。

上記の契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、各自その１通を所持する。

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

平成　 年 　月　 日

事 業 所 住 所 　 山県市高木９３３番地

施設名 　ショートステイ　あさひ

説明者 　　　　　　　 　　　　　　印

この説明書により、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護に関する重要事項の説明を受けました。

平成 　年　 月　 日

利 用 者　住 所

氏 名　　　　　　　　 　　　　　 印

代 理 人　住 所

氏 名 　　　　　　　　 　　　　　印

続柄（ 　 　　　　）

　電話番号